

静岡県告示第900号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年12月10日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	葦山伊豆長岡修善寺線	伊豆の国市南江間字山岸 875番の1から	前	6.2~9.9	245.0
		伊豆の国市南江間字吉城寺 310番の3地先まで	後	9.5~11.4	245.0

=====

静岡県告示第901号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年12月10日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年12月10日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	菊川榛原線	菊川市沢水加字打ナシ 1128番の19から	前	5.0~11.1	192.1
		菊川市沢水加字キャウフ山 1142番の2まで	後	6.9~15.2	192.1